

○飯塚市印刷物有料広告掲載実施要領

平成22年1月12日

飯塚市告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市広告掲載要綱(平成20年飯塚市告示第240号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市が発行する印刷物に掲載する有料広告(以下「有料広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 有料広告は、飯塚市広告掲載基準(平成20年飯塚市告示第242号)及び別に定める基準(以下「掲載基準」という。)に適合するものでなければならない。

(有料広告の規格等)

第3条 有料広告の位置、枠数等は、広報の目的を妨げない限度において、別に定める。

2 有料広告の原稿データは、広告主が準備するものとし、市長の指定する仕様に従って製作し、市に提出しなければならない。

(掲載期間等)

第4条 有料広告の掲載期間は、年度を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間は、掲載期間満了時に掲載可能枠があるとき等支障がない場合には、更新できるものとする。

(募集方法)

第5条 有料広告の募集は、募集時期、募集枠数、仕様等を定め、市報、ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(申込み及び決定)

第6条 有料広告の掲載を希望する者は、次に掲げる資料を申込書に添付して市長に提出しなければならない。

(1) 有料広告の意匠素材、ラフ・スケッチ等の資料

(2) 有料広告に係る事業等を説明する資料

(3) 前2号に掲げるものほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、連絡するものとする。

3 申込者の数が有料広告の掲載枠数を超えたときは、次の各号の順位を掲載の順位とし、同順位にあっては抽選により掲載予定者を決定するものとする。

(1) 公共性又は公益性が高いと認められる有料広告

(2) 市内に事業所等を有する団体からの有料広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の有料広告

(掲載料)

第7条 有料広告の掲載料は、広告媒体により市長が別に定めるものとする。

(掲載の中止)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該有料広告の掲載を中止することができるものとする。

(1) 有料広告の原稿データが期限までに提出されなかったとき。

(2) 有料広告の掲載料が期限までに納入されなかったとき。

(3) 当該有料広告の掲載により、市が発行する印刷物の公共性等を害するおそれが生じたとき。

(4) 広告主が有料広告の掲載の中止を申し出たとき。

2 前項の規定により掲載を中止したときは、その旨を広告主に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 掲載予定者は、市長と契約書(別記)を締結しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。